



平成 24 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 協同飼料株式会社
代表者名 代表取締役社長 林 泰正
(コード番号 2052 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 香田 和也
(TEL 045-461-5711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は取締役会において平成 24 年 6 月 28 日開催の第 67 期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更につきまして付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の規定により、定款第 31 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 40 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、定款第 31 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 条～第 30 条 条文省略 (新 設)	第 1 条～第 30 条 現行どおり <u>(社外取締役の責任限定契約)</u>
第 31 条～第 38 条 条文省略 (新 設)	<u>第 31 条 当社は、会社法第 427 条 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>
(以下、略)	第 32 条～第 39 条 現行どおり <u>(社外監査役の責任限定契約)</u>
	<u>第 40 条 当社は、会社法第 427 条 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>
	(以下、略)

以上